

2026 年 9 月 18 日

株主各位

神奈川県相模原市中央区横山一丁目 1 番 1 号

株式会社 ノ ジ マ

取締役兼代表執行役社長 野島 廣司

募集新株予約権の募集事項に関する公告

当社は、2026 年 9 月 15 日開催の取締役会において、募集新株予約権（株式会社ノジマ第 24 回新株予約権。以下「本新株予約権」といいます。）の募集事項を下記のとおり定めましたので、会社法第 240 条第 2 項及び第 3 項の規定により公告いたします。

本新株予約権の募集事項の決定は、当社の取締役、執行役並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員に対する付与部分については、2026 年 6 月 19 日開催の当社第 64 回定時株主総会において、会社法第 239 条第 1 項の規定に基づき本新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する旨の決議が承認可決されたことに基づき行い、当社従業員及び当社子会社従業員に対する付与部分については、会社法第 238 条第 1 項及び第 240 条第 1 項の規定に基づき行ったものであります。

なお、本新株予約権は、当社の取締役、執行役並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員並びに当社従業員及び当社子会社従業員に対し、ストック・オプションとして発行するものであります。

記

第 1 募集新株予約権の名称

株式会社ノジマ第 24 回新株予約権

第 2 募集新株予約権の数

- 1 当社の取締役、執行役並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員に対する付与部分

17,280 個

2 当社従業員及び当社子会社従業員に対する付与部分

96,427 個

合計 113,707 個

第3 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする旨

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

第4 割当日

2026 年 10 月 5 日

第5 募集新株予約権の内容

1 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 11,370,700 株とする。但し、下記に定める付与株式数の調整を行った場合、調整後付与株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 本新株予約権を行使することができる期間

2029 年 9 月 16 日から 2031 年 9 月 15 日まで

4 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時に

において当社又は当社子会社に在籍していることを要する。但し、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

- (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。

5 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

7 本新株予約権の取得の事由及び条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権者が上記 4 に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、いつでも、当社が取得し保有する本新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

8 組織再編行為をする場合における本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（そ

れぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 1 に準じて合理的に決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 2 (3) に従って定める調整後行使価額に、上記 (3) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3 の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 3 の満了

日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件

上記7に準じて決定する。

9 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

以 上